

# 貸切バス事業者のみなさま

令和6年4月1日スタート

安全な貸切バスを利用者の方に安心してご利用いただくため、デジタルも活用した新たな安全ルールがスタートします。概要はこちらのパンフレットをご確認ください。



お問合せはお近くの運輸局または運輸支局までお願いします。

## 運輸局連絡先

北海道運輸局	自動車技術安全部	保安・環境調整官	TEL:011-290-2754
東北運輸局	自動車技術安全部	保安・環境調整官	TEL:022-791-7534
関東運輸局	自動車技術安全部	保安・環境課	TEL:045-211-7256
北陸信越運輸局	自動車技術安全部	保安・環境調整官	TEL:025-285-9155
中部運輸局	自動車技術安全部	保安・環境課	TEL:052-952-8044
近畿運輸局	自動車技術安全部	保安・環境課	TEL:06-6949-6454
中国運輸局	自動車技術安全部	保安・環境調整官	TEL:082-228-9144
四国運輸局	自動車技術安全部	保安・環境調整官	TEL:087-802-6786
九州運輸局	自動車技術安全部	保安・環境課	TEL:092-472-2546
沖縄総合事務局	運輸部	監査指導課	TEL:098-866-1837



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

# 点呼

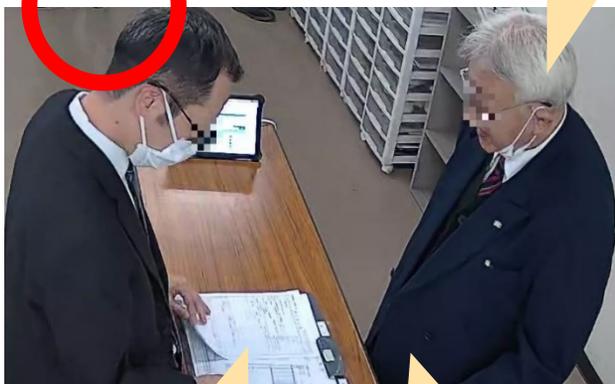
## 点呼の様子を動画保存



保存期間 90日間

1日の乗務の前後等に実施している点呼では、運転者の方の酒気帯びの有無や、疲労・睡眠不足の状況などを確認していますが、その様子の一部始終を動画で撮影・保存してください。

運転者の識別が可能



点呼実施者・  
運転者の映像 &  
音声両方必要

音声は点呼時の指示  
事項等のやり取りが  
分かるように



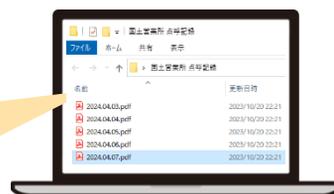
後方から運転者を撮影  
しており、識別が困難

💡 天井に備え付けの監視カメラ、スマートフォン、パソコン内蔵のWebカメラで保存する等、機器は問いません  
※映像と音声の両方記録できること、運転者を識別できることが必須

💡 電話点呼の場合は、点呼実施者・運転者双方のやり取りの録音のみでOKです。  
スマートフォンの録音アプリ、通信事業者が提供する通話録音サービス、電話のスピーカーフォンとボイスレコーダーで保存する等、録音方法は問いません。

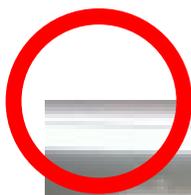
💡 機器が故障した場合は、故障内容及び日時を記録して電磁的方法で90日間保存し、機器を速やかに修理、交換してください

撮影日が分かるよう、ファイル整理をお願いします  
(ファイル名や保存日など)

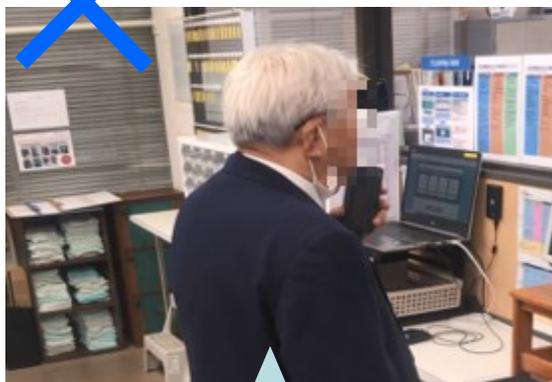


保存期間 90日間

酒気帯びの有無の確認時に行うアルコールチェックの際に、検知器による呼気の検査中の顔写真を撮影・保存してください。



検査中の運転者の顔が容易に確認できる



検査中の運転者の顔が容易に確認できない



点呼の動画内で、アルコールチェック時の運転者の顔が容易に識別できる場合は、改めての写真撮影は不要です



電話点呼の場合、顔写真を撮影・保存することが必須ですが、ドライブレコーダーによるアルコールチェック時の映像で代えることも可能です



点呼を実施した日を1日目とし、そこから90日間の保存をお願いします

正しいアルコール数値を計測するために、メーカーが指定する測定方法を守りましょう



## 記録の 保存

# 保存期間を3年に延長

運送引受書

手数料の額を記載した書類

業務記録

運行指示書

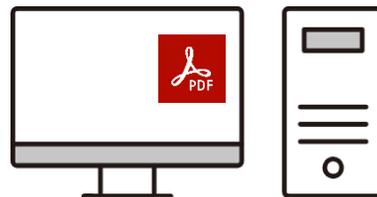
点呼の記録( **電子ファイル必須!** ) ※いずれも令和6年4月1日分～

運送引受書、手数料の額を記載した書類、業務記録、運行指示書の保存は、紙でも電子ファイルでもどちらでも可ですが、保管場所を考えると電子ファイルがオススメです。

ただし、**点呼の記録は電子ファイル保存が必須**です。



スキャンでもOK!  
ただし改ざんが容易でない方法(PDF等)で保存  
(点呼日から1週間以内にPC等に保存)



電子ファイルで保存した場合は、紙での保存は不要です  
必要なデータが容易に確認できるように整理しましょう



複数年度にまたがるなど、継続した契約に関する書類は、どの日から起算して3年間保存すればよいのですか？

契約終了日を1日目とし、3年間の保存をお願いします。なお、運賃や諸条件が3年以上前の引受書(契約書)でしか確認できない場合は、その原契約も保存をお願いします。



点呼の記録を電子ファイルとして保存するために、新たに点呼記録システムを導入しなければならないのですか？

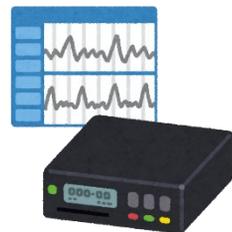
システムの導入は必須ではなく、紙媒体に記録したものをスキャンして保存する、表計算ソフトで作成したものをPDF等のデータで保存するなどの対応でも問題ありません。

## デジタコの使用と 運行記録の3年間記録保存

デジタル式運行記録計 (デジタコ) の使用が必須になります。



デジタコの管理ソフトの中には、運行管理や労務管理、ドライバーの運転ぶりを把握できたり、燃費改善に役立つ機能がついているものもあります。ドライバーの指導監督にご活用ください。



**すべての貸切バスが令和6年4月からデジタコ必須となるのですか？**

新車(令和6年4月1日以降に新規登録を受けたもの)は令和6年4月1日から、既販車は令和7年4月1日から必須となります。



**学校の送迎など特定旅客に近い形態で運行を行っていますが、義務付けの対象になりますか？**

運行形態が貸切契約の場合は、その運行の実態や車両の形状に関わらず、デジタル式運行記録計の使用が義務となります。



**デジタコを装着できないバスを運行しているのですが…**

ボンネットバスのように、年式が非常に古く、デジタコを装着できない車両は義務付けの対象外です。その場合、複数の運行記録計のメーカーから、デジタル式運行記録計の装着が困難である旨の回答文書(書面やメール等)をもらい、その回答について車両を保有しなくなるまで保存してください。

**★国土交通省の補助金もご活用ください(事故防止対策支援推進事業、～令和6年1月末まで)**

※予算上限に到達すると、その時点で受付が早期終了となる場合があります  
※「自動車運送事業の安全総合対策事業」の予算消化率をご確認いただけます  
(公財)日本自動車輸送技術協会 <https://jata-shinsei.my.site.com/portal/>



■対象: 中小企業のバス事業者等

- ・運行管理の高度化支援
- ・過労運転防止の先駆取組支援

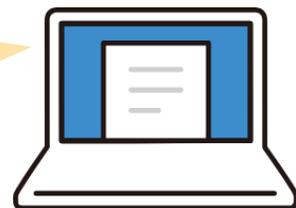
※補助上限額や対象機器などの詳細は左のQRコードよりご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

## 公表すべき内容の追加

各社がインターネット等で公表すべき安全に係る取組の内容として、初任運転者に対して行う「安全運転の実技指導」を追加します。  
(令和6年4月1日以降に報告を行うものから適用されます)

初任運転者に対して行う、20時間の実技指導(添乗付き)について、実施ルートや時期、車種区分、指導の具体内容、添乗者の指導歴等をホームページに掲載ください。



実技指導時の写真や動画を掲載する必要がありますか？

写真や動画を掲載することは必須ではありませんが、安全性のPRなどの観点から掲載いただいても問題ありません。



実技指導の具体例を教えてください。

国土交通省では、初任運転者等に対する指導監督指針の内容をご案内しております。詳細は下記のお役立ちリンクのQRコードよりご確認ください。

## お役立ちリンク



○改正された省令・通達等の全文  
(令和5年10月10日公布)



○運転者に対する指導監督指針の内容